

昭和 54年?

宮上布

浦

崎

水

井

宮古上布の創製と貢納布

宮古上布の創製

宮古紺細上布は綾鑄布（太平布）とも云つて大名織の紺細上布（ゆくち中）と稱し天正十一年（皇紀二四三三年、西紀一五六三年）の頃洲鎌の與人榮河氏下地糸榮（いとよし）が創製したものである。

洲鎌與人與榮（童名喜和良）は正親町天皇の大正年間ニ洲鎌與人の職にあつた。

公用を帶びて琉球半島ニ上國し其の帰途逆風に遭シ明國漂着したが遇て琉球の進貢船が迎航、人々で請えてその船に便乗して帰國。余はアーリア洋上で暴風に遭シ船は難船となり

絶ち切ら水波のまゝ漂流する所甚水塗に達
者な真榮は激浪中に身を躍らし怒涛を蹴て
勒肚綱モロコギを解スル漸く一行車無事に帰國す
ることが出来た

同舟の進貢使は真榮の壯舉を國主萬永に言
上じたので主は其の功績を賞ハサシテとし下地
間切頭役カツカタヤクを授けた

真榮は身に餘る光榮に浮して帰島したがその妻女
稽古生着用の報ハサシテと一年を構げて工夫を
凝らし創めて織ハサシテ繩布スルブ（繩上布）を製作成した
真榮は之を主に献上し大に賞せらばれて天正十一年
に主親雲ハセウノの位を授けられた

その後例年之是國王に獻上して、然後に上税越の内に加えられて貢納布となつた。

稻石御藏

下地町宇洲篠の南にあり宮古上布の創製の奥人稻石とその夫もてあがーの(篠河氏)眞壁姓下地親雲上真葉旧暦九月冬のえどるの日奉祀し産業神として尊崇す
稻石刀士の碑

稻石の功績を永久に讃え大め由緒ある貢布座屋敷(平良市西里三番地)に稻石翁之碑を建立し毎年十一月三十日祭典を行ふ

稻石のあや

一のまゝてや、おとせげてや もとやがわら

二したうてや おれゆてや もらしゆ

三もくゞがわら と重よきがうじに こゑづけて

四あかてせど めかてせど とりあせあやせとめふう

五ニキ綾錦十九片 せよとの ひであかあら

六首里拜アガ も ものすも 子チの方ハサウエ軍ヒサム ひとつほり

七 おやまちせんがあら おもととおげね人ヒト

官古上布と貢納布

人頭税

沖縄の上代には田地に対する定額の賦税はなく、唯國に必要がある時納様を命ぜられ各人は其の頭の周を測って之を定尺として其の長さで稻穂より束ねて一束として之を貢納せられたが、後年に以り國中の男女とも毎年この束を以定貢とし、これが所謂人頭税である（沖縄千年史）

人頭税の始め

仲宗根豊見親の家譜に依ると

賦税を収め年貢に供（中略）是に於て役人を諸村に置き賦税を定むことから記録があるから

同豈見親の時である

而して稅は足は頭の周りではなく身長により賦稅
水たよりで西仲宗根の西海岸に人頭稅を課
して石柱がある

高さ四尺メートル許りあつて是で身長を測
石の高さ程になつたう人頭稅を課したといふ
事である

西納と反布納

これまで人頭税は粟を年貢として納めていたが
貢納額を定め一部は粟納 一部は反布納

と曰つた

昔宮古人重山島の人氏は各島に機織して

夫里布

(おさ

の用)

本とおして織つて布)を貢納す

西紀二十九年

至り各島の諸村に續織屋一座立

設けられて貢納の處とす(糸場)

寛永十四年

皇紀二十九年

西紀二十九年

光朝人頭稅布

中山より使節を遣

て貢納額を定め

一部は粟納 一部は反布納とする(光朝二十九年)

(火

火

火

火

火

火

火

火

二 種

1 宜古島人夫にして拾五才より至拾才まで正田力女の力
頭 同妻女 同長次男 首里大屋子 同妻女 同長次男
與人 同妻 同長次男 目差 同妻
大是母 村道 多良間島頭大婦
捉あむ 佐事女也 遠道稽古人夫婦
除多重出未き課 之前人頭並ニ大神水納
村民並物人正女を除キ正租を課す
但い病者乍輪の頭担すハシ納額は各村民
負担とす

實租を某人領とす其の別左の如く

粟 千九百參拾九石九斗五升×合九升×十 正租

内譯

粟 九百貳拾八石八斗六升六合三升 正租

粟 貳拾貳石五斗五升×合三升

但し正租支石六斗粟二升

粟 四百六拾六石貳斗八合支才

粟 参百貳拾叁石三斗貳升六合三升

童出米
處米

但し實租支石六斗起粟貳斗

正租、重出米運賃を二めて割減す

村位の別

實租負租の各村を別つて上中下となし

賦課入貢を別つて上中下下々とすもの
別左の如し

村社

東仲岸根 西里 下里 西仲岸根

前川取

久見 松原 上地

洲鎌

典那霸

川満

喜手町 宮園

新里

砂川

友利

福里 保良

新城

野原

長間

喜多各村

右之上位上寸

大浦

島風

佐和田 長浜

國仲

仲地

仲良部 来間各村

中位上寸

前原 薩摩 塚山 西原 池間 仲筋 仲見

右下位とす

正男女を齋ちて四位とす

十五才より二十才迄を下々位とす

二十一才より三十才までを上位とす

三十二才より四十五才までを中位とす

四十六才より五十才までを下位とす

上村の男女を十四とし

上村中男女、中村上男女を十二とし

上村の下男女、中村中男女、下村男女を十とし

中村の下男女、下村中男女を六とし

各村の下々男女を曰とし

其の積数の比例により定額を割賦す

毎年正月廿日限り物送帳に依り正男女
高加除、同月半日限り各村の納額を
是れ由月五日限り諸村一并形を參り
但し多額前島は前年の正男女にて
是也

士族平民共貢租不納の第は役人等者村頭
サハウチ中にて精々督促及ぶ不納の者は
番所向足車上入札又は在番頭に申出
罕人申付

又士族生事清二依ニ面姓二下す

但シ窮民ニテ本法行シ難シ時役人筆者
ノテ割付帳取調許可を得て村役に賦

課土

貢布

一富士山人凡六十七十五才士正男女の

妻同母同長次男 首里大屋子同母同長次男

與人同母長次男 四差同母 大安由

村筑 多良間島能頭大妻 捷あ志佐事あ志

通道稽古入夫妻甚除之自中布自下布を課

又正月三日自上布を課す

但シ苗着代輸の通植ナハシム布は其の村民

貢租とす

貢布生足頭とす 其ノ割合の如レ

自上布 貢一千二百拾疋及丈七尺八寸一分

自中布 自拾六尺貢丈六尺四寸

自下布 貢一千二百拾疋及九尺六寸八分

内

參拾貢文五尋自尺二寸八分 大神村

貢格反八十回分貢丁

水納村

貢布貢租各村を別て上下とし貢租入貢生
上、中、下、大々とす 其ノ別右の如シ

料位

西原 逸爾 前里 番各村

下位

其の他各村

上位

人位

十五才より二十までを下位とす

三十一才より四十才までを上位とす

四十五才より五十才までを中位とす

四十六才より五十才までを下位とす

上村の上男女十七とし

上村中男女一下村壯男女を捨とし

上村の下男女一下村中男女を六とし

各村の下々男女を四となしその積数の比例

依リ定額割賦す

貢布是額の内上中下布換元緝綿上布
白細上布 白縮布 白木綿之平肉正女

納力しも

元の數左の如

緝細上布

千百參搭支反

白細上布

百八拾貳反

白縮布

拾反

白木綿布

百六拾八反

前項換納付ての比例左の如

似し白上布

支反付之粟八斗四升とす

糸緝算緝細上布反は白上布貢女五七免五

十八緝算緝細上布一反は白上布支反又ハナ参毛

十七糾紺細上布袁反は自上布袁反六分八厘四毛

自細上布袁反は自上布袁反三分六厘九毛

自縮布袁反三毛

自上布袁反四分

白木綿布袁反三毛

自上布袁分八厘五毛

猶換算納布割賦に就ては詳細有る

内法支

諸御用布は前六月より割賦す

諸御用布割賦五毛に於て繪形相應之
付々役人に相渡す

諸御用布、自上布自中布、自下布は三月

期日十二月十五日限ノ旨納すへし

諸御用布の納付については御用布在

にて厳重な検査を行、合格したもの
に限り納付せしめ不合格品は返還再

調査命令

貢布座の模査 制作

貢布^反製造の責任をもつ各村番所では
貢布座からそれべくの反布の織型を持
ち帰ると役人協議の上で村中の織女
の中から適当の物色しこの送りあつた
着は一年中の諸課役を免除され
上布を賦り上げるまで數ヶ月間は朝早
から夕方まで番所詰で上布賦にひ
るのでその苦勞は一通りではなく肉は落ち

の色を青にあたへる事である

通ツてなはく肉を落す

色は青をあたへる事である

原料の麻糸は村番所で婦女子が年續々
してつくり粗糸の麻糸を績、だ婦女子は
指尖を紐でしばら水線番で織りなどの
苛酷年段に上つて糸は績かした

藍染は村番所の藍屋で男が藍染に從事
し全員が協力の結果として神品に近づ

貢布 細紬上布 が出来上つたのである
次があやぐにはその状況を十分現はした

あやぐ

あやぐ音や聲とも

康熙四年(西元一六八五)
吳郡入藍染は藍染役
と有り斜用藍染力研究
ニセイ出

美人の色とも

富貴才男から

仲上りや女から

布、かきを縫から

はたかきを織部から

絹錦がさを藍屋から

かきを勢奴から

親供がさを親から

供がさを親から

村番所は婦女子にては上布製造。

道場でおり又も牛等にては又自由の

花園でもあつたから純共な乙女等は初めの

悲しきよ一なす成柄の音に合して歌
次の歌は婦女子の生活を如実に物語
下るものである

たて機はがまやの織だら

織機はつ主の聲や

思ゆい肝ど男じん女め事こと也と

織りや錦にしきみし

布ぬ織ははうり錦にしきみし行はと

がし真ま中なか織ははまくは

昔むかの二ふた事こと男お女め二ふた事ことあたへ思おもで

かしまみき 繕まみきにやーんには
あし何うか
ゆも如儀が しらりいが

然し自由の半面には権力の前、弱い婦女子
の貞操を^{じゆう}守りくした村役人の横暴^{よしは}
しよあつた。こうした権力の葛藤の中、堅
く貞操を守り抜いた婦女子もあるが
多くは権力の^{けいえ}性とほつたものもいた
次の歌はその悲劇である

重か花

まともてあ重か花

一 ハセガワの花

あやしめの花露が花

豊が花ひればな

露が花かなばな

はよは前里親に産

湯

が子やほれ人異る

我か子ね直がまどや

日羞親とたけあら

たきしはたきどはす

がなはふかとねす

年合數子はナウ

肌見りは今重ひ

我が言葉聞から

親の言葉 通じかひ

一ノ件も織合にて

細物うど抱かれて

九二。紳士之織り巾馬を之

細物ま、抱毛許毛

貢布の検査

割賦三川下貢布 紺細上布は御物奉行の事

領品で薩摩藩、献上品であるから貢布座の

貢布の検査は厳重で每質粗糲有物を貢布

中二番足此不時はその製造に当たる織女は勿

論 村半人以下役人全節責任とし今後二

在藩を始三頭がもの責任を負ふて御免とは一不

例あつた

順治四年(皇紀一六四〇年)に上所納の上布が
品質粗悪且一不正のため在藩伊賀親王上
著者革登之頭職川尻氏真逸(白川良忠)是
佐理氏安顕共に退職を命ぜられたことと
あつた

かよテニ幕内主脳部が總交送を來す
程でしたから貢布座の貢布の検査は如何
嚴重なものであり、この貢布の検査は令格す
る為め製作に当つて人々の悲痛自異してした
貢布座では數人の検査官によって貢布は
二枚づつ取上げられ麻糸の検査染方の検査

縁の検査 なまらる

貢布を持参した婦女子は二の検査が始まつてから終りまでひきまついて神に合ひ貢布が合格と決をとす謂牛の舞の足の踏む所を知らず踊り経てとこう事である

貢布座に貢布の検査を行ふのはその村の美穂自婦女子平等貢布を携て検査を行う

例に日本にて

例年のとおり伊良部村

佐和田の佐和田に多くが多くの織女達と一所に貢布を預て貢布座に貢布の検査を行うに参つたのであるがかねてから佐和田のたゞしまの美穂と才智に憑きかけていた

貞布座の與人は、検査席に座つてゐるにひま
に対して妾になつてくれといふ要求をした
たゞこゝは、苦し與人の要求を一蹴した
は村全体の貞布の検査に蒙るゝこともあり
それをとつて検査の為に貞桿を差る
ニシは鈴道月女の魂が許さなくては力だ
たゞこゝは悲痛な額付で首を垂れて
居たが彼女は赤い木板大きな岩の根を
はつて石を抱き深入土に根を下してゐよう
に私(ふり)も可愛、男(ひき)やがおりますと
事と即妙歌を以て答えたのである
この歌は堅固な貞操觀念をあらますと共に

優美有施旋律は宮古のあやぐの白眉だ

稍せら風でいら

石山嶺ぬおこら木

石山嶺ぬ赤芋木ぬ根ラリラリモヤ
石や抱ヌリセヤ抱ヌリと根ラリラリ
豊ヌリセヤ豊ヌリヤ抱ヌリ根ラリラリ

中山は貢納三木下鉢細上布は泡盛酒や砂糖と共に薩摩藩に対し上納米八千六百石の代納品と同一薩摩は納付された後は薩摩上布。名稱を以て京阪に賣出され高きものゝ都會人の趣好の通ひ聲價を高めてきたが明治時代になると薩摩藩の名を冠した薩摩上布を宮古上布改稱する。と共に多種の图案模様についても新工夫が凝らされ宮古特産として宮古郡三大産業とも其發展したが大東亜戦争勝ちぬくための軍需産業統制令による製造販賣禁示並に幾率六十九歳退く現在は高級長尺

歴物の珍奇品として復活してある

明治十五六年頃新潟縣人中村重作が眞珠養殖及
珊瑚採集の目的を以て渡島・親し・島内庶民階級
と交つていたが人頭税の嚴い租税取立て深く同情
し農漁民の主なる者を会して人頭税廢止運動
に専する方案を語つたので數百年間苦しきで生
た庶民は拳つて彼の傘下に集り彼は忍んで
農漁民の指導者として大きな勢力を得る上うへ
て沖縄縣庁まで出かけ請願をした

日本政府としても税制改革の急務有ることを
悟り一本喜徳郎を沖縄縣土地整理官に任命
して土地制度及税制の調査にあらしめたが數百
年間の習慣制度は陋固として事務は容易

に携ひす又士族平民間のあつれをはけるところ
に起つて人頭税の廢止は容易ではなかつた

中村は一旦帰島して農民總代を召集して結果
上京して日本政府に島内の事情を訴うるこ
とにあり明治六年中村重作の外に彼の片
腕として農民運動をした那覇生北の^{一郎}向益安
農民代表として城辺町岸保良の平良^{太郎}及
今町岸福里^重蒲の四人が上京するに決是の上京
に要する一切の経費は島内全農家に割りて
一戸三錢宛枚金^{セサタ}。

一方華族市内役人及士族間に上京を
阻止せんとする計画がめぐらされていたので

漸々水は漲水埠頭で兩派の力の激突を生じ
惨劇を演ずる惧れもあつて上京陳情員も勿論
命懸けの覚悟であつて、諸村(ミヤハラ)の農民は
未明から陳情員を見送り、漲水埠頭に群集
し、又万一に備えて警官隊の銃を動かさず、
一行は無事に宮古を出發して社塲に就いたので
ある。

人頭税解止のあやぐ

一保良真牛が沖縄上り参まは

宮古皆の三十石の男達

鉢とらね、金づきの富貴そば

二
漲水の船着の船頭

栗人は存り木人は上り来は
官古古皆ら皆の三十原ミチハラの男達ヤ

鉢はち内うち全てラタ内うち富貴ヲば

三 大神後 富士並アシ白波ハタケがま内うち

日禪ひぜん出御用布しゆふ上り来は

官古皆ら皆の三十原ミチハラの女達メタタリヤ

芋いもや人ひとまた 級クニがき大富貴ヲば

四 野崎潮前 = 前 前萬マツの

牛人うし角つの生は、上り来は

官古皆ら皆の三十原ミチハラの男達ヤ

牛うしやかん 角つのやかん富貴ヲば

陳清員一行は東京で非席の歎待を受け、都下
の諸新聞は「明治の在倉宗平節現る」という見出しで
これを報道し世界に類例の日、要税と人頭税
を攻撃し一日も早くこれを撤廻して聖恩の有難
を知らしむべと書を立てた。

又陳清員一行は雑誌實業日本社長増田義一氏
の紹介に依つて外務・鄉大限・奎信陸軍・鄉谷
千城・貴族院議長近衛鶴麿等の貴顕呈
に面接し一枚島民の窮状を訴え近・将来
に於て人頭税を撤廻するという日本政府の
態度を確めて帰つた

陳清員一行は又大隈伯や谷子壽から紋付

羽賀、灣、三重木孟等を御主産島として
拝領した

陳情員一行が使命を全うして帰島するに
諸村の農民百姓は源永港頭に賈集して
これを迎え、一行は直ちに鏡原馬場に設け
られた競馬場に案内された

馬場では各村から送ばれた駿馬の競馬が
催され中村陳情園長以下一同は全く注目
の大名のよう歓待を受けた

明治十六年神龜縣知事奈良原繁は
新宿宿古役所長吉村貞寛(後の吉野司)
を行して島内視察を行、旧隕制度に

ついで左の通り改革した

一 向合座あいざ、御厨方を改めて庶務係とし

主査一人 原目差スルマサを任命

一 勘定座けんじょうざ所遣座ときおづかを改めて會計原とし

主査一人 原目差一人を任命

一 住上座すみじょうざ

御用布座ごようふざを改めて税務原とし

主査一人 原目差一人を任命

一 農務方 山方を改めて農商原とし

主査一人 原目差一人を任命

一 小与座こよざと齊さいし警察裁判けいさつさいばんの事は役所

長ながの直轄ちょせきとする

一 采四座さいよざを改めてア籍原とし

主 事一人 原目差一人を任命

一馬方 船半方は廢止す

(官古在番記)

中山 尚真王代

大永五年 皇紀二八五年
西 終一五二五年

仲宗根里見親が

官古頭となり中山に貢納することになつて人頭税を

賦課して以来

明治三十六年 皇紀三五五三年
西 終一八九三年 三百七十七年に

至る封建制度に於ける農稅人頭稅は農民の運動

によつて廢止となつた

宮古上布の原種

からむし(苧麻) 一筋まき

多年生草本で根茎木質

地中枝を引いて移植

繊維短

莖の高さ一メートル

苧麻の莖の皮剥剥離

強靭な纖維を取り麻織物

生糸

凡そ二三の毛で一枚分とある

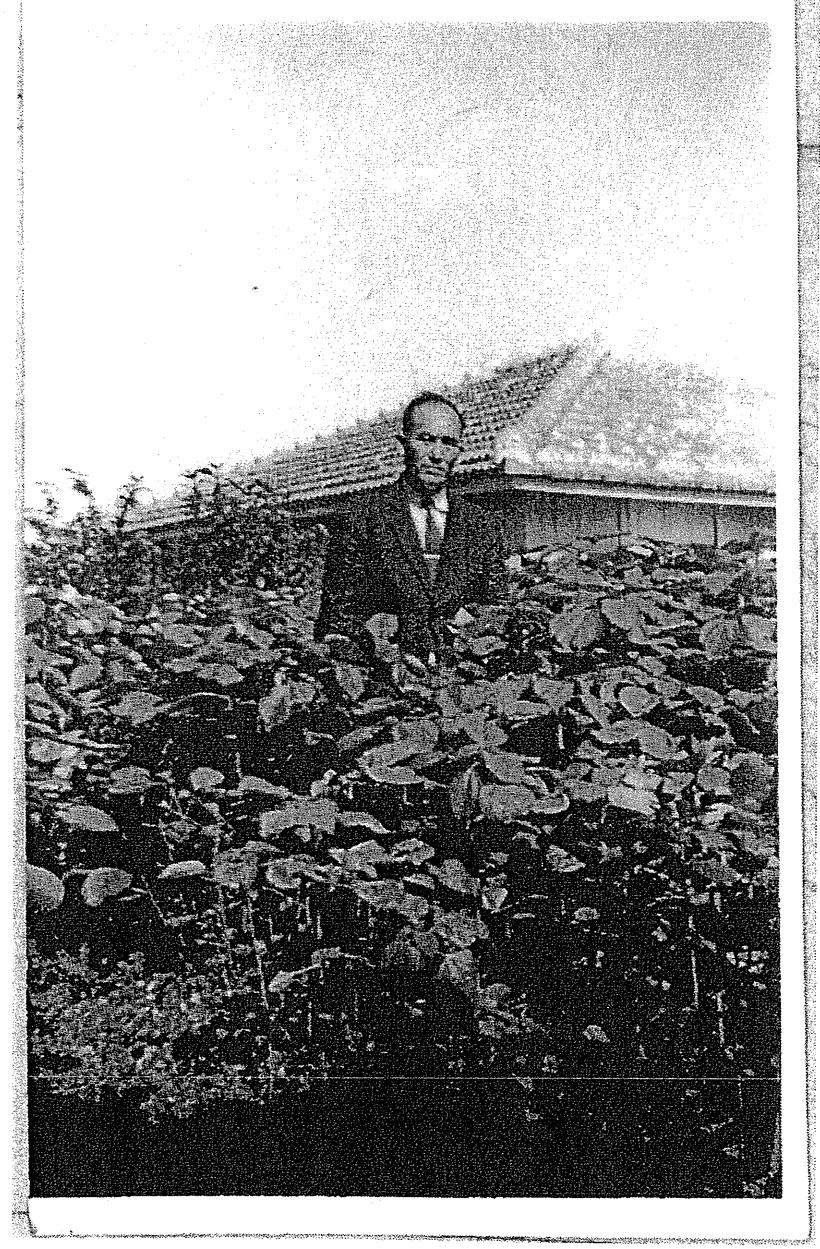


Boehmeria nivea Grand

草 麻 栽 培

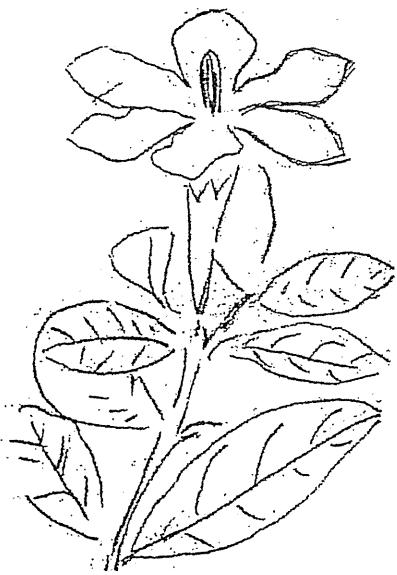
草 麻 の 糸 と て と 二 方





宮古上布の染料

宮古上布は昔各色配合によつて出来た毛上布で模様も繕や緋を用ひ自由で大胆な意匠が凝らされていたが薩摩貢納布に指定されたよろこびとして染色も薩摩の趣好に適する藍一色と目づた。



くちなし(梔子)

古代宮古、織物の染料として使用された原料
果実を煎じて染料として使用
山吹色の美しい黄色染が出来た

地下茎を前にて黄色染料

使用するが胃腸薬して

用ひらる



ラニン(蘭金)
ウキヤン

木

蘇

南洋から輸入され常津也中

染料傳持

樹幹を割り前にして朱紅色の

染料と使用す

あかさ

樹皮に赤色の染料と用ひ

植物の利用と栽培法



あい(蓼藍)

一名たであい

玉藍

茎を切り日光に乾かした後

集めて醸醸させ二杯で醸

て乾燥後貯蔵し藍建

した時一升分に三〇。既程度

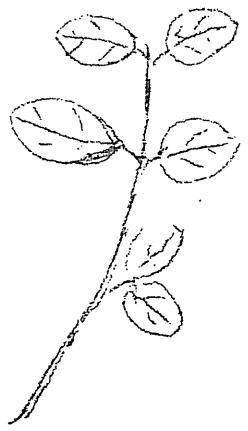
使用、油、色をよくす

本國から体外有用植物
で栽培せらる一年生草木

藍色の染料に用う



ハサウエー原産



リウラキウアハ

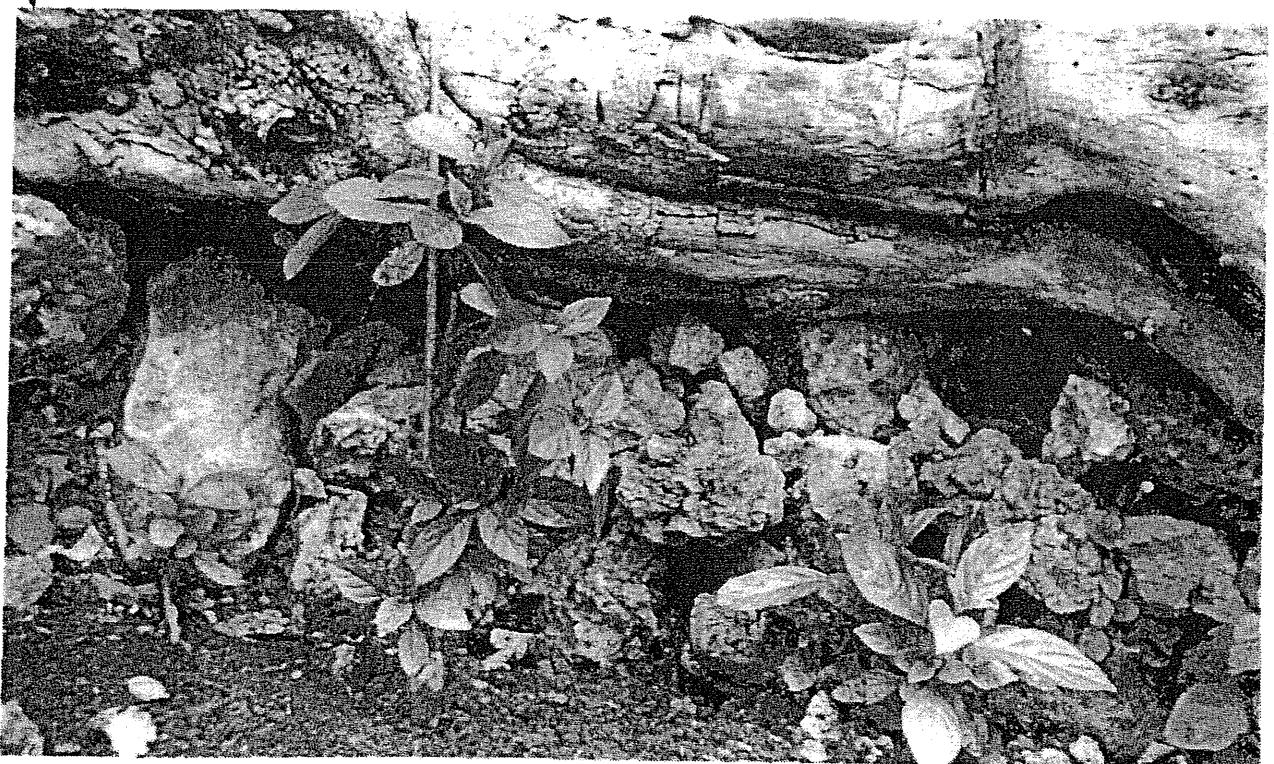
琉球藍

多年生草本で莖葉から
泥藍(山藍)を製造し紺染
の染料に用いる

泥藍(山藍)

琉球藍を剪り取って真水に浸して腐食させた後津ク
去除スル藍だ。既に刈り取った後タマシム立の石灰を入水で攪拌タマシム
し藍を沈澱せしめて泥藍を製造する

石灰の入水加減によって質と藍建の際の酵ク
影郷カミコロする



宮古上布の原料糸のつくり方



苧麻の纖維を婦女子が糸へ細く
裂き二本織りにして細糸をつくる
この糸を譜糸、経糸に使用
し一本織りした糸を單糸かたひと稱
縛糸に用う

この糸を絲車いとぐるまにかけてよって

上布の原料糸はつくる

諸糸は伊豆郡いづ狩俣西田地方
に産し、前糸は城山地方きやまに多

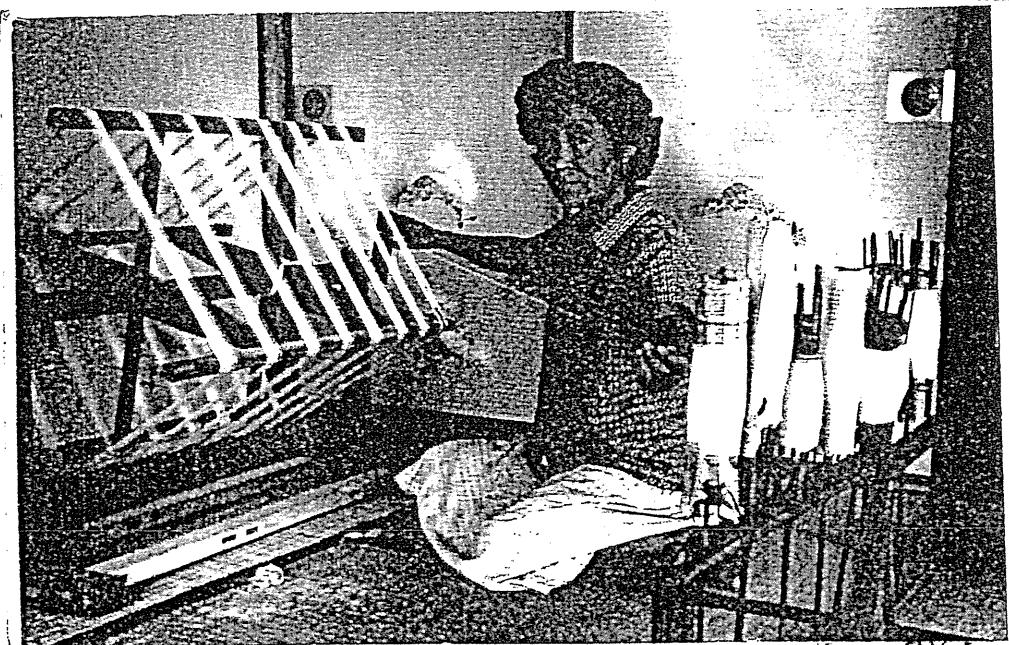
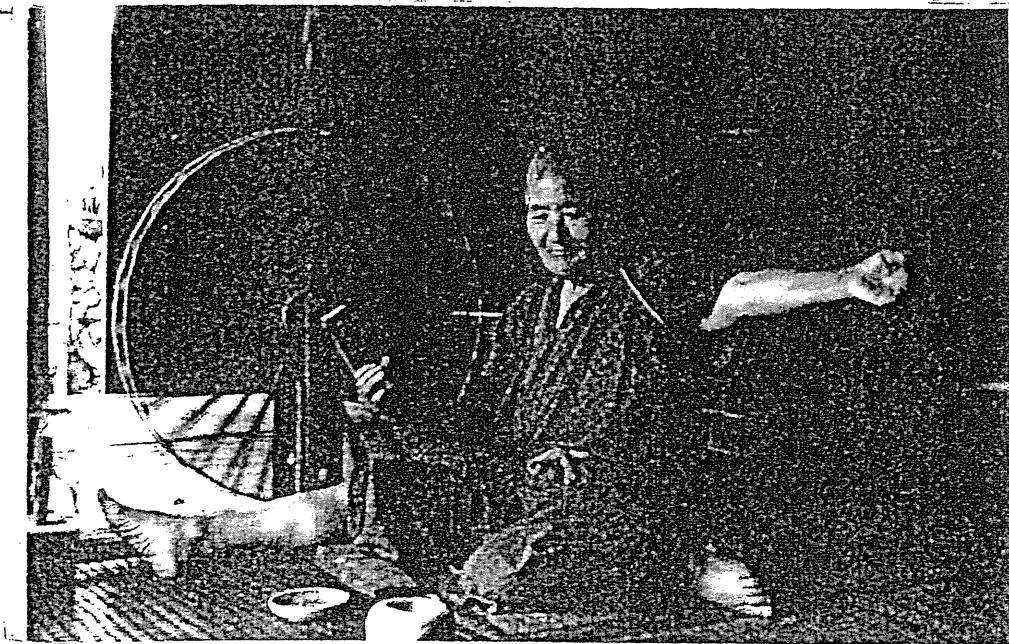
産す

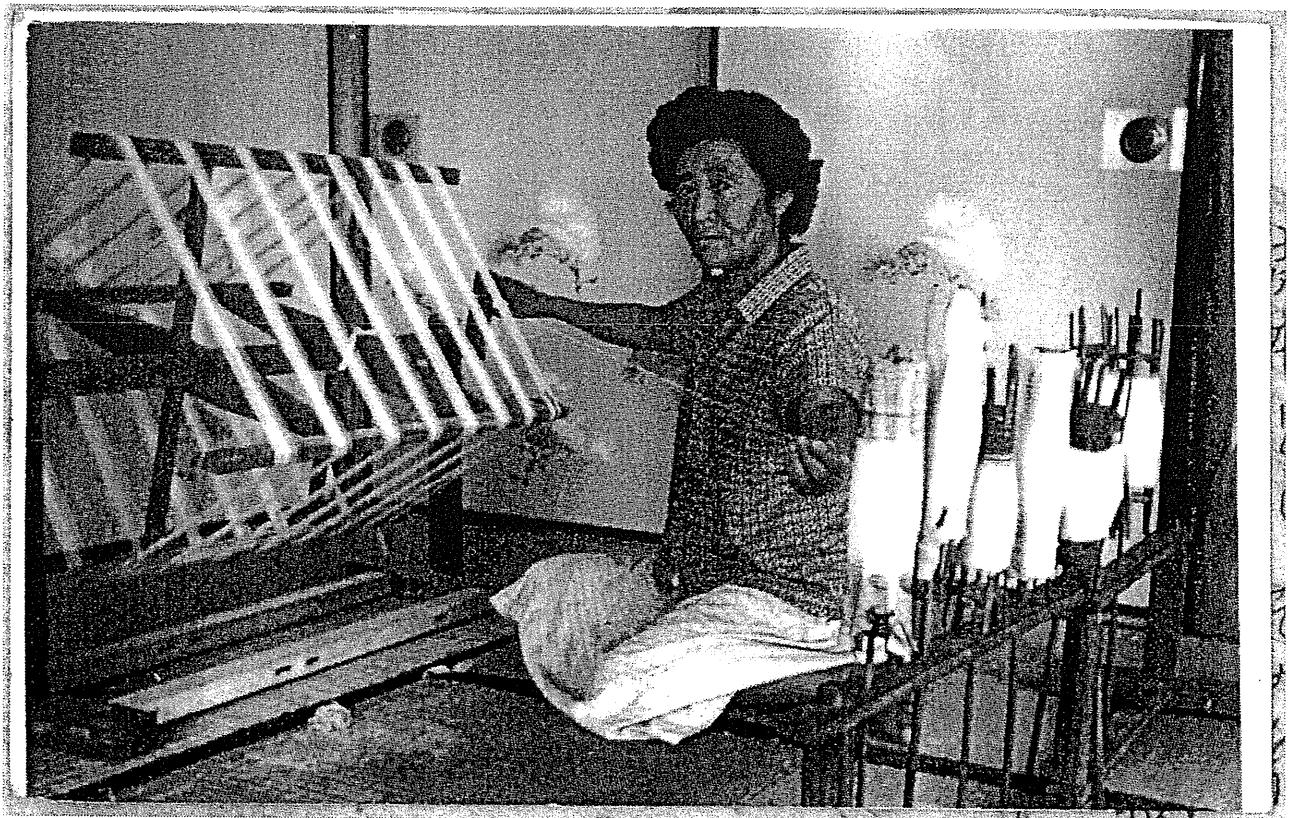
長さ一尋いちじゆ（一五市一五）の糸を二つに折り



日本一の本をもつて四十本)も

計算す





織物上布一束製造する原綿量

経糸

織物上布の販賣は機種で、床の長さと巾が定められ大柄生1=1米以上(横尺三丈八尺)と定められ織物の本数は十枚以上三十二枚まで算出されば何の目で算出一束算出としてある。

織物の販賣量 一束の本数 算出本数

$$\frac{18.0 \text{ m} \times (2 \times 40 \times 15)}{7.6 \text{ m} \times (2 \times 40)} = \frac{15600 \text{ m}}{608 \text{ m}} = 25.65 \text{ 尺} \quad \text{算出本数}$$

織物の販賣量
一束の本数

織物の販賣量 一束の本数 算出本数と市段の

原織物の用紙は決定の方

紙
糸

織物の織り其の織物の三入糸(織尺1+) 打込十本
上一
織物の本数 織り糸 織物の三入糸 二
此の本数十五本の織物の三入糸 110本 打込
上一
織物の本数 織り糸

織物の本数

$$416m \times \left(120 \times \frac{12/100}{3/10} \right) + 26 \times (2 \times 40) = \frac{416 \times 120 \times 12/100}{3/10} \times 6000 / 1000 = 26.14$$

糸
本

打込數

取替糸の長さ

織物の本数 織り糸 織物の三入糸 110本 打込

上一

26

成の算数と経済
等の経数表

卷	本數	前打本數	總數	編
一	100	100	100	經
二	100	100	100	算數
三	100	100	100	算
四	100	100	100	編
五	100	100	100	經
六	100	100	100	算數
七	100	100	100	算
八	100	100	100	編
九	100	100	100	經
十	100	100	100	算數
十一	100	100	100	算
十二	100	100	100	編
十三	100	100	100	經
十四	100	100	100	算數
十五	100	100	100	算
十六	100	100	100	編
十七	100	100	100	經
十八	100	100	100	算數
十九	100	100	100	算
二十	100	100	100	編

二 素の精練及漂白

上古の漂白

上古は漂白剤が用ひてから最初に灰汁で洗ひ
かわかしを次の次にハバヤ桑の汁に浸し洗つた後水洗
してかわかし更に露に曝して漂白した。

草絞の精練

草マキチの酸素(?)

草絞三八瓦付き曹達灰乃至四瓦を適量の水
に溶かし之を釜に入水沸騰したとて草絞を入水
一時間程煮沸して後水洗する

草絞の漂白

漂白粉使用の場合

草絞三八瓦付き漂白粉三瓦乃至四瓦を搗鉢

搗鉢

人水漸々水を加えて擇リニの溶液を布切て濾して、これをトマトル氏比重計で測り水の液を半度乃至一度となし之に草継を一時間程浸漬して水洗して十分漂白粉を絞其の後薄い醋酸溶液三十分間浸漬して水洗を以し繊く引伸してがかりす

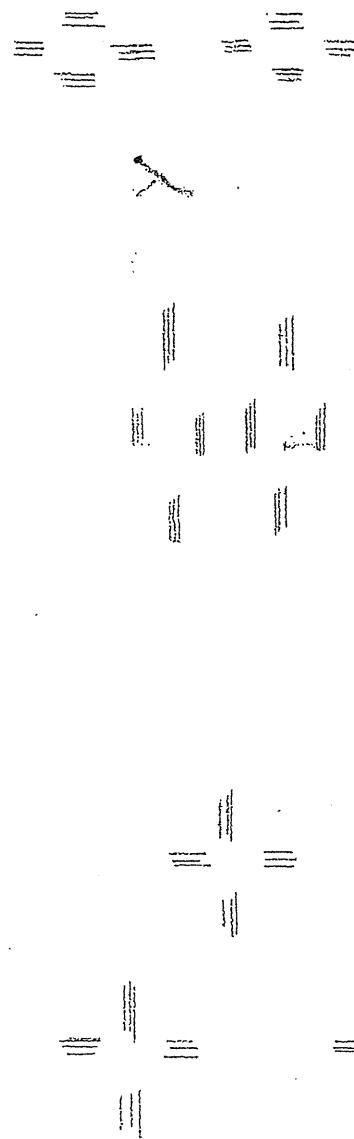
2 アロマ使用の使用場合

苧麻を稀薄有性曹達溶液に至時間程浸漬して水二立ヒアロマ六。風から今民アロマ十分程浸漬して水洗して引く引伸すが水立す

图案

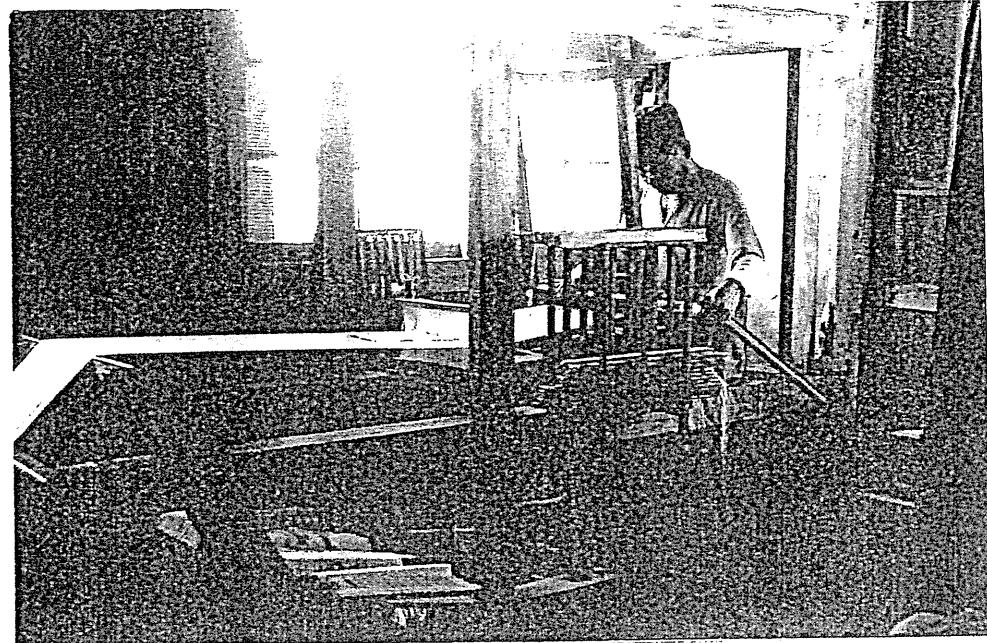
富吉上布の絣图案はとさし絣（経絣 繰絣 だけのじ）で、
久次等二番達、十文半絣、十六文半の絣が工夫され十文半
絣を基本として植物、花葉、動物等の形を柄模様が
工夫され衣服飾の流行と需要地の趣向によって图案
多種多様に変化した

とさし絣



とさしかざまら

とさし絣



+ + + + +
+ + + + +
+ + + + +
+ + + + +
文 字

+ + + + +
+ + + + +
+ + + + +
+ + + + +
外 文 字
フガ

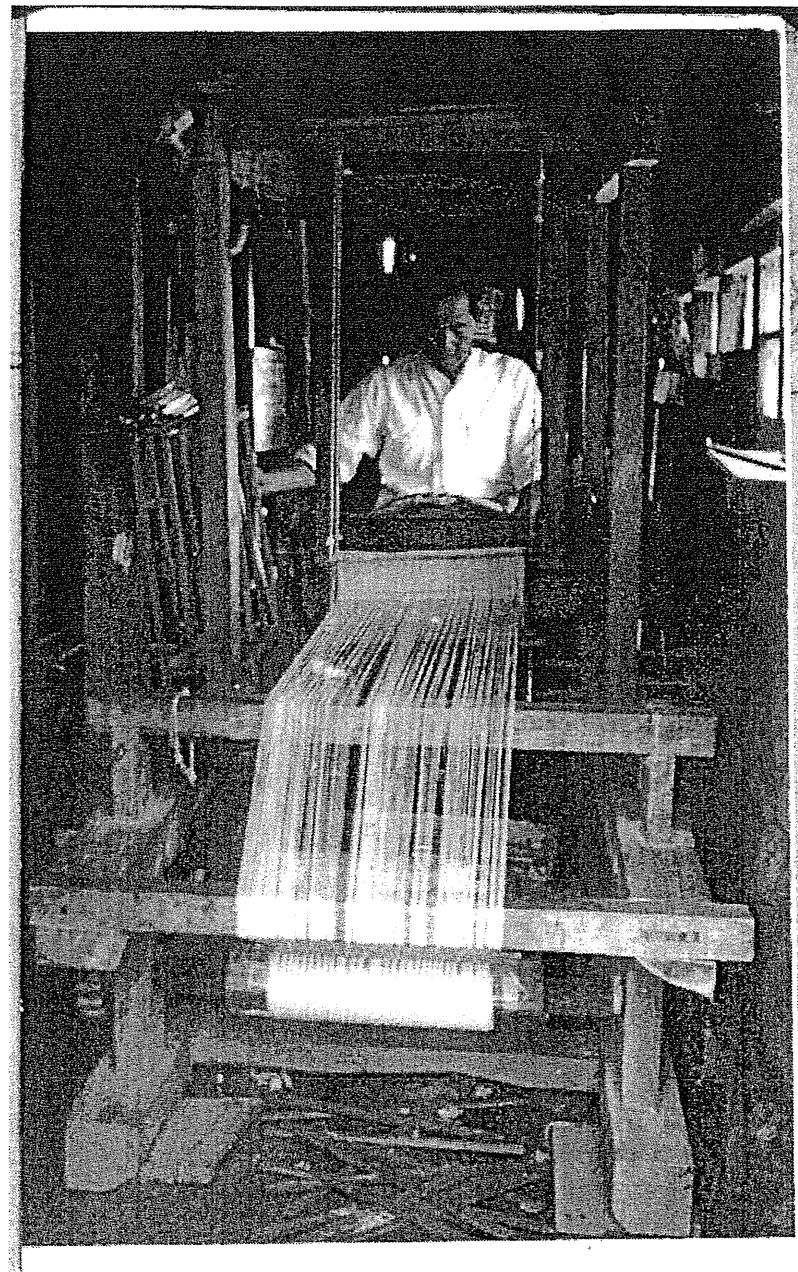
辛 辛 辛
辛 辛 辛
辛 辛 辛
大 の ハ ハ

× 西 千 一

絣 結

ナ文卓等のよう床簡單な絣は只度用ひて写し水
を木綿糸で手結ひして人が明治四年(西紀一九〇八年)
仲宗根義茂氏が宮古上布の改善に絵圖台をとり、水
二種類以上の大絣と織るに一個の梭を用ひて製織する
ことにす。大正六年(西紀一九一七年)下地沼寿氏が絣、織
用ひて始めて絪織(大正七年)西紀一九一八年)西平幸臣氏
が大島で複雜な柄模様を絪、織て締めらる研究
して帰り絪結びは長足の進歩^{とほり}大正十三年 年良
惠根氏の上布用織機製作と相まって機業は發展
するようになつた。

染料 及 染色法



藍染生造染料である

上布一枚を染色するには木灰(落樹福木想思樹の木灰)六石に真水二立程入水て攪拌して澄まし
その溶液を染桶に入水 波藍(山藍)大甕(十升)
玉藍六升瓦(瓦)助漬として酒ニデシリットル程入水ると
春から夏にかけては一周間 冬季は三周間で酛酛
染料として使用出来る

藍建の良否

1 范が濃、緋色を帶び艶があるものが最も
良好である

2 范が青色且其がいたときはアルカリ分の濃度が
低から少すの可能性考慮を入れて可減する

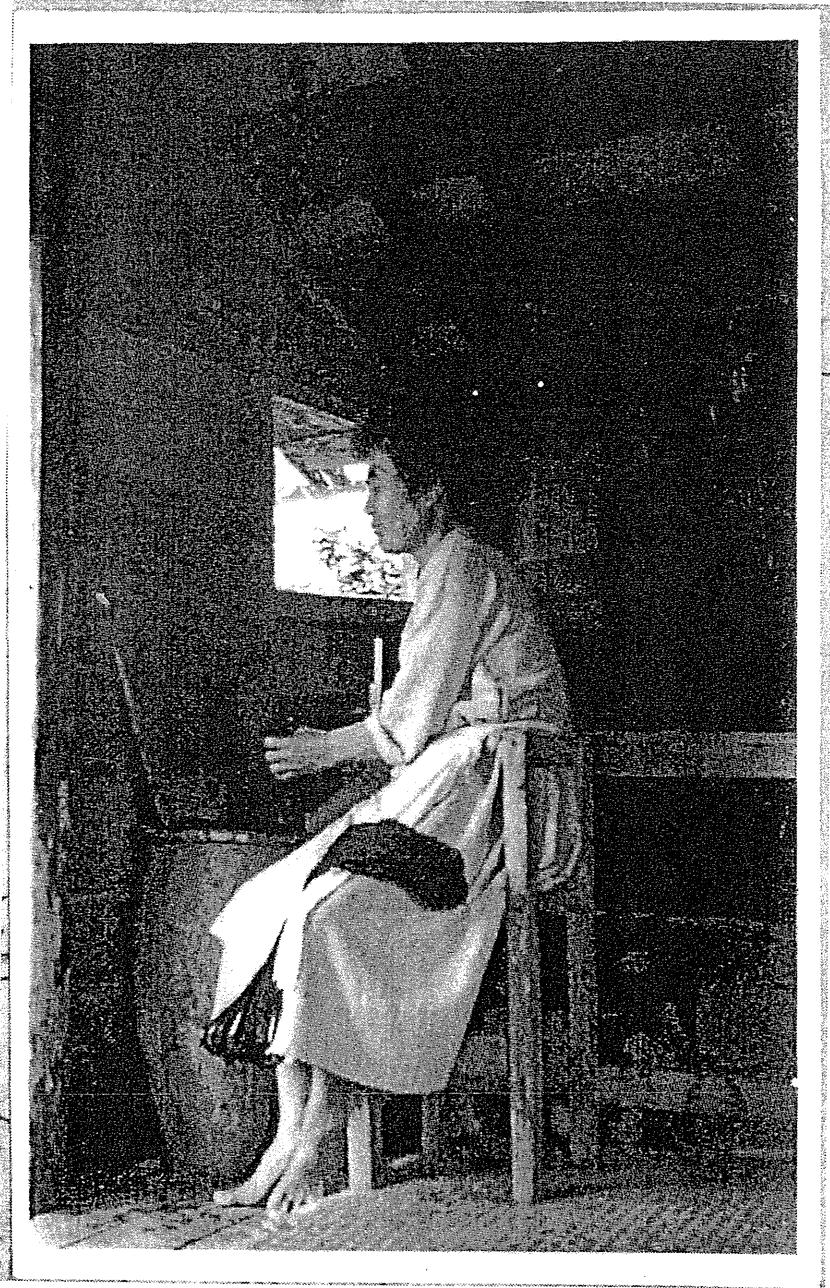
3泡が濃い緑色を帶びて艶があるが泡の消えず、
時はアルカリの濃度が高いかの砂糖を3千粒
程を斧で轟いて、之を染桶に入れてアルカリ
の調節を日本

染方

この溶液に芋總を入水で手で揉み時々空中に
出して染め充分絞り上げ強く引伸ばし乾かす
時々空中にたすこしが最も所要である

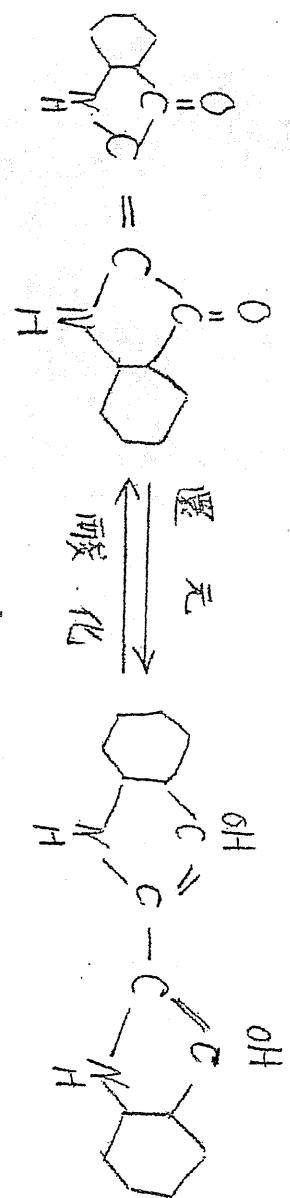
藍に含まれてあるイソチコは水に溶けないから
そのまま水に溶して染めることが出来ない

藍建をすると白藍と呼ばれる無色の化合物
物が出来、これはアルカリの溶液に溶ける



從つてその溶液に布や紙を浸して空气中に放置する。空気中の酸素と化合し水とともにインディゴが纖維中に形成され、この染料は水に溶けないから洗濯しても失へ色がおちない。

二丸毛化學の構造式を示す。



昔藍瓶の中で白アイをつくることなどアーティストのインディゴのときは種類の染料を建築染料へ

宮古上布製織用具

宮古上布は地機（じき）で製織（せいしよく）して、それが大正六年（西元一九一七年）頃より高機（たかのき）を用いて製織（せいしよく）した。

普通名

高機

前手（まて）

手（て）

宮古方言名

高機

手（て）

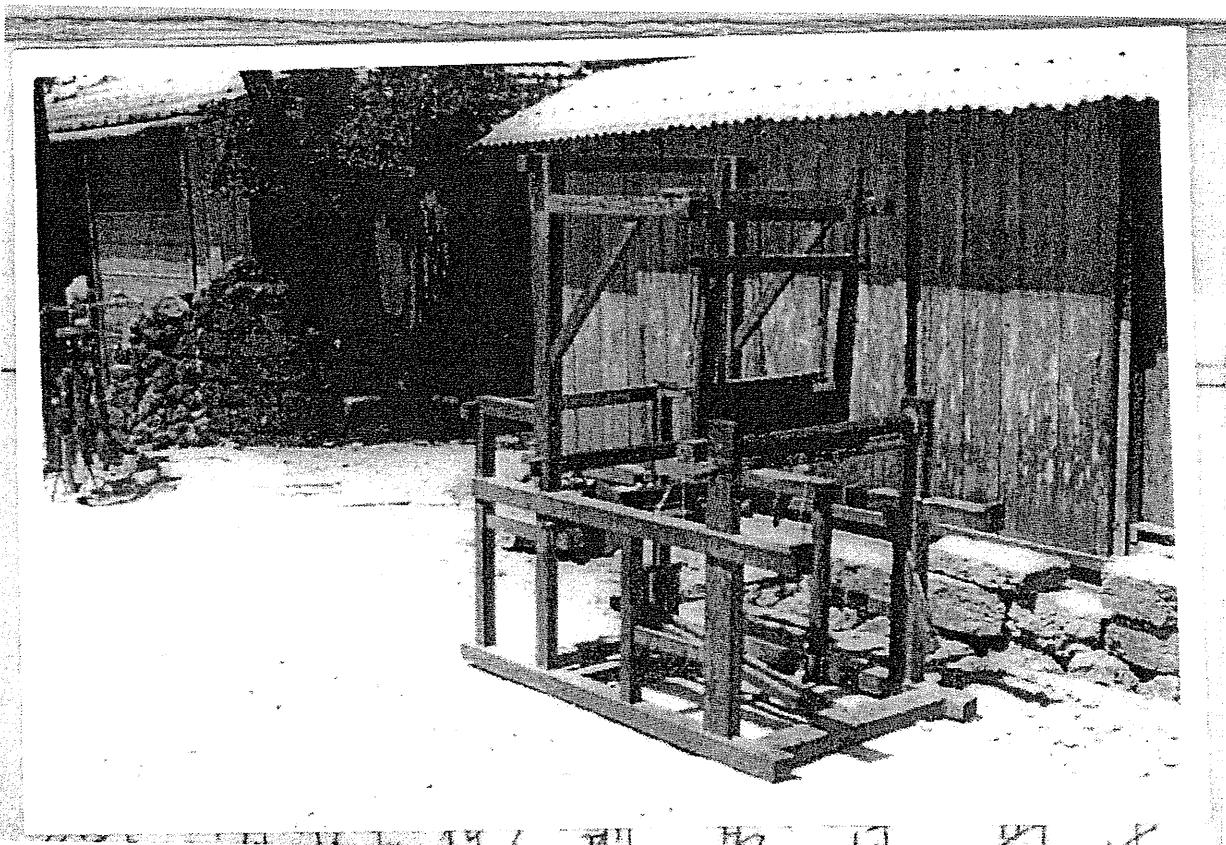
中（ちゆう）

手（て）

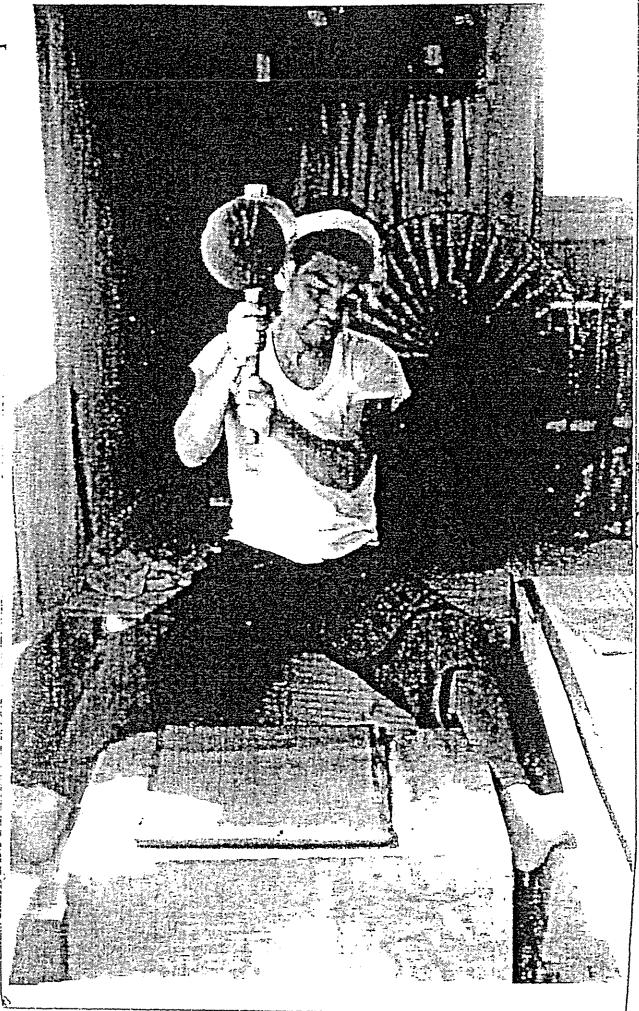
手（て）

手（て）

手（て）



DL - 44 - 115 - 127 - 8



展
年
車

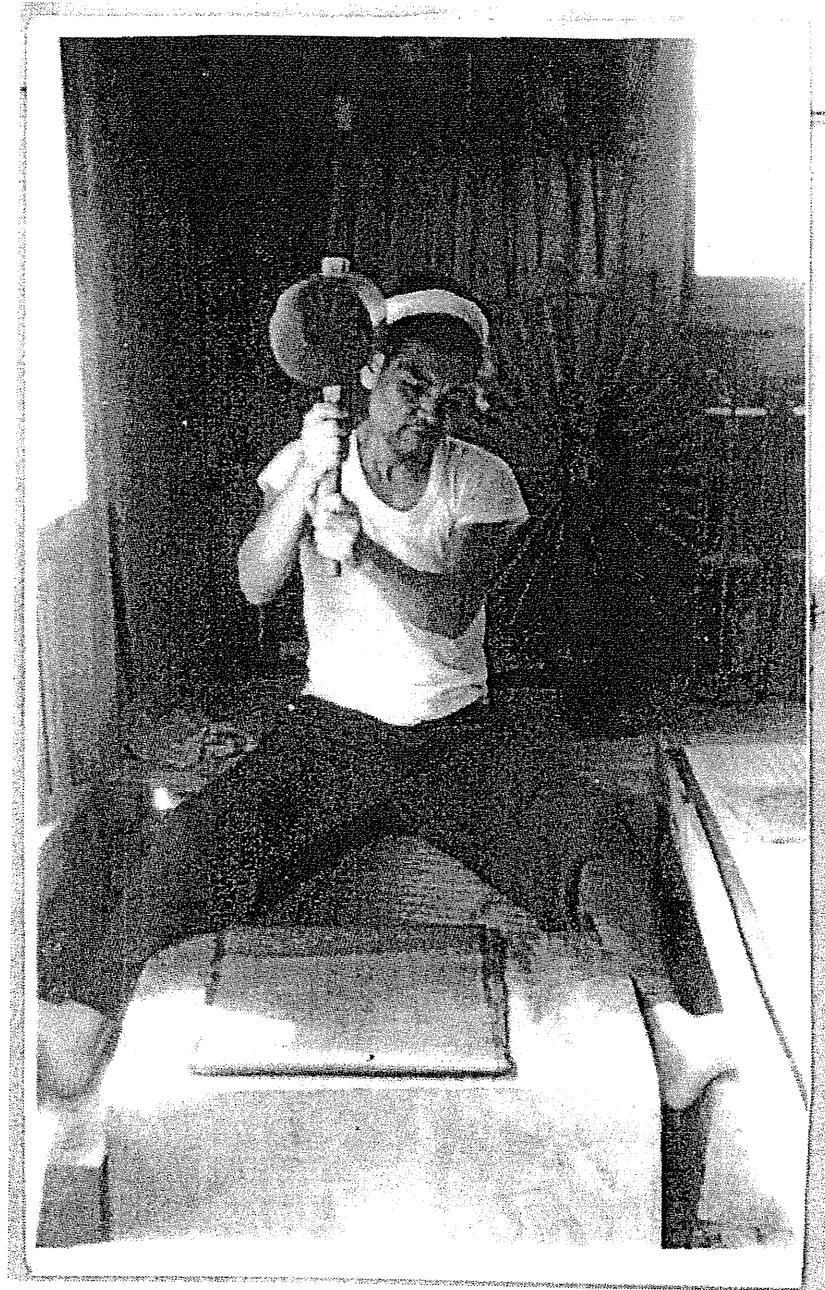
ま
だ

や
ま

つ
み
ぐ
る

び
ず
き

ば
い



宮吉上布の集

宮吉上布の本三

天正十一年（慶元二年）（西元一五八三年）椎石刀自火矢真榮の進
任官に感激し上布を創製して國王に獻上喜納之
此たことより萬治三年（慶元二年）（西元一五六九年）より琉珠中
山國王に貢納布と曰く琉球王朝から更に御物奉行
の奉領として薩摩藩、献上され薩摩藩主
薩麻上布として大正時代の大正八年より上布は
原産地名を口承して宮吉上布と號ひ其輸出する所
に日本ア

皇室の御盛儀に献上され一九五七年（昭和三十一年）
ジルベルの萬國博覽には民藝品として銀賞を

受賞す。

宮古上布の特徴

宮古上布は苧麻の纖維を婦女子が細糸を手紡ぎして麻糸をつくり沖縄特有の藍、玉藍を染料として建染タツキムカセイリヨウ染料で染色し淡雅シヤンモウしても変色褪色する三と目じ藍々結アママツキ表アママツキの图案の服飾界の流行と需要地の趣向に満アマカニする柄模様の長尺高级麻織物で地質堅牢で耐久力強く盛夏の候と雖も体に附着するとの如く着心地よく結の色合と柄模様は何人にもの好感を與え高商優雅日本著名石萬紋麻織物として全國紳士紳商貴婦人並に服飾界の人々から愛好されてゐる。

宮古上布の保存法

宮古上布は他の織物に比して地質堅牢で染料で染色もあるから洗濯しても褪色することはなく洗濯と程益々褪色を表すから保存方法として特に洗濯する必要がある

その洗濯方法としては最初に着物を水洗して乾かし甘藷澱粉の入立て稀薄な糊を取リこの糊を布で纏い着物を入れて糊をつけ半乾したとき手で絞締平均を軽くのばしてたみ更に乾いたら後ろへ人で保存する

又他の方法としては出来上った糊をタオルにひきまして着物を一枚の上に置き糊を着物にまくりこま

せて手で軽く絞締平均してのは半乾した後大しく
て保存する

又着用しないときは露地ふきを軽くかけのばした後
大しくて置くといわゆる白く紺色りよ

輸出検査法(元五年三月第十九六號) 括弧

第二條 政府機関の行う輸出検査は政府機関の指定する場所で行う(輸出検査の申請)

第三條 政府機関は指定貨物が輸出検査に合格したものとし、是の旨の證明書を当該輸出検査を申請した者に交付するものとす

輸出検査品目及基準等に関する規則 括弧

第一條 輸出検査法(一九五八年立法第十九六條、以下法と云う。)

第二條 の規定で定める品目(以下「指定貨物」と云ふ。)
は別表一のとおりとす

別表第一

十四、宮古上布

第三條法第三條の規則を定めるに今後は次表に掲げ
とあります

次表

宮古上布

物産検査所宮古支所

宮古上布の検査の基準

長さ大柄一三一末中柄二九末

大柄一三一中柄二二九末

小中柄二二九末以上より以上のもの

小中柄二二九末以下よりの

巾。三メートル縫物は兩耳き

巾。三メートル縫物兩耳を除く

除き。三五二末以上よりの

三五二末以下不足してよりの

十四算以上よりの

十四算以下よりの

規範製

織 工 程 帳

織口文字を織りたるもの

餅整、良好なもの

織方良好なもの

綾振整、良好なもの

かすり鮮明なもの

各種汚物のないもの

精加工よし生する緒目

良好なもの

張力良好なもの

よこにて糸通合せ地合

良好なもの

無きす有るもの

織口文字を織りたるもの

織口文字をしたもの

餅、不そろいものの

織方不良なもの

綾振りの違ひものの

かすり不鮮明なもの

各種汚物の附着のもの

がすり目不良なもの

張力不良なもの

地合不良なもの

良好なもの

無きす有るもの

二 染色工程

山盛及び王麻の併用の堅物を白染、さち染料と使
染料及びその他堅物の用いたもの

染料を使用したものの 染色もとのあるもの

染色良好なもの

染色色合不良なもの

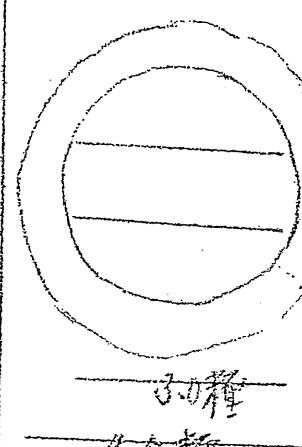
着用色のにじみのあるもの

附 檢査を受けようとする上布は、織物事業協同

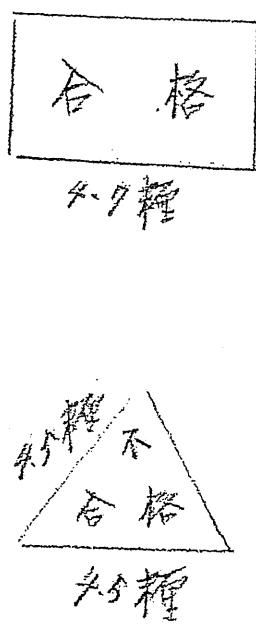
組合の生産検査を受けたものでなければならぬ。

表示の方法

機直しの織物、端本に左の検査訃印を表示する
三三種



色は同相未



合格

4.4種



4.4種

合格

不

格

4.4種

宮古上布の生産高

宮古上布は砂糖 海産物につぐ宮古郡の三大輸出品になつてゐるが日本久々の景気と服飾界の洋服移行 流行等により生産輸出に影響し特に戰後は原料糸苧麻の不足並に婦女子の機業に趣味を失つた有り乍ら機業に従事する者は中年以上の婦女子より漸減の途を辿りつゝあることは遺憾であるでありますに本には政府及市に於て織子を養成して良薦云昌としての宮古上布の保存の方策をとらへきてある

明治四三年(西紀一九〇六年) 九、五二二文

明治四三年(西紀一九〇六年) 一〇、〇〇五文

明治四年(西紀元二年) 九、九人九反

大正元年(西紀十九年) 人三一人反

大正二年(西紀十九年) ~~人六十五反
九人六反~~

大正三年(西紀二十一年) 五、九五一反

大正四年(西紀二十二年) 人、人人一反

大正五年(西紀二十三年) 一、三三三反

大正六年(西紀二十四年) 三、五三八反

大正七年(西紀二十五年) 二、五五二反

大正八年(西紀二十六年) 二、二三四反

大正九年(西紀二十七年) 九、六八二反

大正十年(西紀二十八年) 一、五九七反

大正十一年(西紀二十九年) 一、六、八九六反

大正二年(西紀一九二三年)

~~一九二四年
五月五日~~

大正十三年(西紀一九三四年) 14.1.13 九反

大正十四年(西紀一九三五年) 15.5.14 反

昭和元年(西紀一九三六年) 15.1.15 反

昭和二年(西紀一九三七年) 不明

昭和三年(西紀一九三八年)

昭和四年(西紀一九三九年)

昭和五年(西紀一九四〇年)

昭和六年(西紀一九四一年)

昭和七年(西紀一九四二年)

昭和八年(西紀一九四三年)

昭和九年(西紀一九四四年)

1.0.0四五反

三〇六、五五〇圓

昭和十年（西紀一九三五年）

昭和十一年（西紀一九三六年）

昭和十二年（西紀一九三七年）

昭和十三年（西紀一九三八年）

昭和十四年（西紀一九三九年）

昭和十五年（西紀一九四〇年）

一三、六九〇 反
大一六、〇五〇 円

昭和十六年（西紀一九四一年）

一八、九一〇 反 一、〇二一、六八〇 円

昭和十七年（西紀一九四二年）

人、三四反 三九〇、三一〇 円

昭和十八年（西紀一九四三年）

大、一、四、七反 四二一、二〇〇 円

昭和十九年二月商工省令「偽」製造禁止

昭和十九年（西紀一九四四年）

昭和二十年（西紀一九四五年）

昭和二十一年(西紀一九四六年)

昭和二十二年(西紀一九四七年)

昭和二十三年(西紀一九四八年)

昭和二十四年(西紀一九四九年)

昭和二十五年(西紀一九五〇年)

昭和二十六年(西紀一九五一年)

昭和二十七年(西紀一九五二年)

昭和二十八年(西紀一九五三年)

昭和二十九年(西紀一九五四年)

昭和三十一年(西紀一九五五年)

昭和三十二年(西紀一九五六年)

昭和三十三年(西紀一九五七年)

正月
立春

二月
立春

三月
立春

四月
立春

五月
立春

六月
立春

七月
立春

八月
立春

九月
立春

十月
立春

十一月
立春

十二月
立春

正月
立春

昭和三十三年（西紀一九五八年）

九一ノ反

大三ノ六ノ弗

昭和三十四年（西紀一九五九年）

八八ノ反

五八ノ二五弗

昭和三十五年（一九六〇年）

七三ノ八反

一五・四九・弗

昭和三十六年（一九六一年）

六八ノ一反

一六・一ノヘ九弗

昭和三十七年（一九六二年）

六九ノ八反

ノメノヘ四・弗

昭和三十八年（一九六三年）

九五ノ一反

一九・四三・弗

昭和三十九年（一九六四年）

一〇・五反

一四・五六・弗

昭和四十一年（一九六六年）

一〇・五反

一〇・六・メ四四弗

昭和四十二年（一九六七年）

九一ノ三反

一三・三・三・弗

昭和四十三年（一九六八年）

九二ノ文反

一四・三・三・弗

昭和四十四年（一九六九年）

九六・五反

一五・四・六・弗

昭和四十五年（一九七〇年）

九九・五反

一六・三・二・弗

昭和四十六年（一九七一年）

九三・四反

一六・一・一・弗

昭和四十七年（一九七二年）

一〇・四反

一七・四・四・月

昭和四十八年（一九七三年）

八四・三反

一三・四・六・月

昭和四十九年（一九七四年）

八九・三反

一三・三・九・月

五〇年

五九三反

五五三反

立
五年
立三年

西人處
二九〇四〇八
三大處
西人處
五二〇五〇八

組合の沿革と上布

宮古上布生宮古郡の三大輸出産業生産力は、盛衰生産の経済二大生産影響著しく興亡の宮古上布の粗製濫造又は不正販賣の防止すこだか組合公組成並に

明治三十五年(西紀一九〇二年)宮古織物組合創立

大正七年六月(西紀一九一八年)皇太子殿下御渡歐ノ途次

沖繩御上陸記念・紺細宮古上布絢

(十X算升)麦反縞(十九算升)麦反紙上

八組合長座喜味朝好

大正十三年(西紀一九二三年)法人組合二度更宮古織物

同業組合(組合長:鶴鳴明長)改めて

昭和十三年(西紀一九三八年)商工組合法依て宮古上布

工業組合（組合長上里忠勝）の組織変更
昭和十九年重要物産統制法に依り宮古上布の製造
販賣禁止

昭和十九年（西紀一九四四年）大東亜戦争の作戦計
画に依り組合事務所及附属建物強制
撤去接取

昭和十三年（一九三八年）十月保証書在宮古織物工業
組合（組合長池村恒章）設立
官古政府指令第三一號

保証責任官古織物工業組合

一九四八年十月十八日申請「保証責任官古織物
工業組合」設立件認可

一九四八年十月三十一日

宮古知事・具志堅宗精

組合員六十五人

平良市二二六一 下地町九一一
上野村 大八五 城道町一八九八
伊良節村 二九三 多賀町村四七

組合額口數六二五口

口出資金額 五拾圓

第一回拂込出資金一口に付一金拾圓

六、五〇圓

昭和二十五年丙紀一九五〇九月 平良市二二六一貢布座屋
敷三九五年。所有權移轉至陳精。所有
權之移轉登記是了。組合長池村恒章

85

書記長浦崎安常

昭和三十一年（一九五六年）琉球政府、工業振興獎勵補助金及復金計六八万圓の融資をうけ
事務所 染工場 共同作業場建設
昭和三十三年（一九五七年）三月事業不振により解散

精算人：於下精算、協同組合法上依
設立、承後續繼、協同組合、資產區
域、之、條件上、

組合長 仙川東一精算代表 玉木玄教
昭和十三年八月 宮古織物事業協同組合設立認可
(一九三八年)

卷之六